

地方自治特論 B

(市民自治論)

2017 年度秋学期

第 9 回 (資料)

2017. 12. 7 (木)

第 3 時限 (13:00~14:30)

於 3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

多選自粛条例をめぐる埼玉県議会の議論 (平成 27 年 6 月 26 日、会議録抜粋)
(最後に掲載) を読んで研究しておくこと。

1 「選挙運動」の規制

- 「選挙運動」 法文上、明確な規定なし。
- = 特定の選挙に、特定の候補者の当選を図ることを目的にして行う直接、間接の行為
- 「特定の選挙」とは、選挙の期日の公示又は告示後でなくとも、社会通念上、何選挙であるかが客観的に認識しうる程度のものであればよい。
 - 「特定の候補者」とは、立候補した者のみをいうのではなく、将来立候補しようとするものを含む。
 - 相手方の落選を目的とする行為が自己の当選をも図る目的でなされる場合は選挙運動となるが、単に特定の候補者の落選を図る行為は、選挙運動にならない。
 - **最判昭和 52 年 2 月 24 日**
選挙運動とは、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接必要かつ有利な周旋、勧誘その他の諸般の行為をすることをいう」。

1.1 選挙運動期間

- 選挙運動は、告示日（公示日）に立候補の届出（衆参の比例区では、名簿の届出）をしてから、投票日の前日まですることができる。立候補届出前にする選挙運動は、**事前運動**として禁止。
(公選法 129 条)
- 立候補準備行為、選挙運動の準備行為、政治活動、社交的行為は、一般的には、「選挙運動」でないと解される。ただし、候補者の氏名等の入った文書図書の掲示や時候の挨拶状については、別途、規制される。
また、選挙期日後の挨拶行為についても、規制がある。(公選法 178 条)

＜各選挙と選挙運動期間＞

衆議院議員選挙	12日間
参議院議員選挙	17日間
知事選挙	17日間
都道府県議会議員選挙	9日間
指定都市 市長選挙	14日間
指定都市 市議会議員選挙	9日間
指定都市以外の市長・市議会議員選挙	7日間
町村長・町村議会議員選挙	5日間

1.2 文書図画による選挙運動

A 文書図画の頒布

選挙運動のためのものは、①～⑤を除き、いつさい禁止（公選法 142 条）。

- ① 選挙運動用はがき
- ② 選挙運動用ビラ
- ③ 新聞広告
- ④ 選挙公報
- ⑤ 一定のマニフェスト関係文書（同法 142 条の 2、後述）
- ⑥ インターネット等を利用する方法によるもの（同法 142 条の 3～6）

- 「文書図画」 = 「文字又はこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示」
- 「頒布」 = 「文書図画を不特定又は多数のものに配布する目的でそのうちの一人以上の者に配布すること」

B 文書図画の掲示

選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるものを除くほか、一切禁止（公選法 143 条①）。 禁止されないものにも、数、寸法等について細かい規制がある。

- ① 選挙事務所を表示する等のためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類。
- ② 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- ③ 個人演説会告知用ポスター

衆議院小選挙区、参議院選挙区及び都道府県知事の場合のみ

- ④ 選挙運動用ポスター

1.3 言論による選挙運動

○ 禁止されているもの

候補者、政党等以外の者が開催する演説会（公選法 164 条の 3）

立候補者自身が個人演説会を共同開催することは可能。

* 公選法 164 条の 3（他の演説会の禁止）

選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届

出政党等の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

- 方法につき制限されているもの
 - ・個人演説会（知事選等では、立札看板の掲示義務等。公選法 161 条～）
 - ・街頭演説会（標旗を掲げる義務。午後 8 時から午前 8 時まで禁止。公選法 164 条の 5）
 - ・連呼行為（午前 8 時から午後 8 時まで、自動車等の上ののみ。公選法 140 条の 2）
 - ・政見放送、経歴放送（衆参、知事のみ等。公選法 150 条、151 条）
- 自由なもの
 - ・幕間利用による演説 ——— 映画、劇場等で幕間を利用。
 - ・電話利用による選挙運動
 - ・個々面接 ——— 来客者、街頭でたまたま出会った知人に対し。

1.4 その他、禁止されている選挙運動等

- 戸別訪問

何人も選挙人の家や会社、商店などを訪ねて投票を依頼したり又は投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止（公選法 138 条①）。
- 署名運動

選挙に関し、投票を得る目的又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動することは禁止（公選法 138 条の 2）。
- 選挙に関する人気投票の公表の禁止（公選法 138 条の 3）

調査員が面接して行う「世論調査」は、禁止されない。
- 飲食物の提供

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても禁止。ただし、お茶及びお茶うけ程度の菓子、果物などは認められる（公選法 139 条）。
- 気勢を張る行為

何人も、選挙運動のために気勢を張る行為、すなわち人目を引くために自動車を連ねたりサイレンを鳴らしたりすることは禁止（公選法 140 条）。
- 買収

当選を得るためまたは得させないために、選挙人または選挙運動者に対して金銭物品その他利益の供与をすること、または酒肴、遊覧旅行などの供應接待もきびしい罰則により禁止（公選法 221 条①）。

2 「政治活動」の規制

公職選挙法上の「政治活動」（狭義）

= 「政治上の目的をもって行われる諸行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」

* 「政治上の目的をもって行われる諸行為」

= 政治上の主義、施策を推進、支持あるいは反対し、又は、公職の候補者を推薦、支持、あるいは反対することを目的として行う直接間接の行為（「広義の政治活動」）

公職選挙法においては、広義の「政治活動」のうち選挙運動にわたるものは、「選挙運動」としての規制を受ける。

2.1 日常の政治活動についての規制

政党その他の政治活動を行う団体による政策の普及宣伝、党派拡張などの活動や政治家個人（現職、候補者、立候補予定者）が行う時局講演会、議会活動報告会などの活動は、選挙運動にわたらない限り、原則自由とされるが、実際には、次のような多くの規制を受けている。

2.1.1 文書図画の掲示に関する規制（颁布は、対象外）

- (1) 候補者又は候補者となる者（現に公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）の氏名又はその氏名が類推されるような事項を表示する文書図画
- (2) 後援団体の名称を表示する文書図画

については、次に掲げるもの以外は、掲示することができない（公選法 143⑯～⑯）。

ア 一定の事務所の立札・看板の類

イ 一定のポスター

個人の政治活動用ポスターで、ベニヤ板やプラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（ベニヤ板等で裏打ちされていないポスター）

ただし、ベニヤ板等で裏打ちされていないポスターであっても、「何某後援会連絡所」とか「何某後援会々員証」のように候補者等又は後援団体の名称を表示したポスター（ステッカーなどを含む。）で、その事務所、連絡所を表示し、又は後援

団体の構成員であることを表示するためのものは掲示することができない。

さらに、これらのポスターは選挙ごとに一定期間（任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日の6ヵ月前の日から当該選挙の期日までの間）、当該選挙区内に掲示することが禁止される。

ウ 演説会等の開催中使用される立札・看板・ポスター等

2.1.2 その他の規制（社交的行為）

ア あいさつ状の禁止

候補者等が、当該選挙区内の個人や団体などに、答礼のための自筆によるものを除き、年賀、暑中見舞などのあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことは、選挙期間中・選挙期間前後にかかわらず常に禁止。

（公選法 147 の 2）

イ あいさつ目的の有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、当該選挙区内の個人や団体などに対して、年賀、暑中見舞などのあいさつを目的とする広告を有料で新聞やビラに掲載したり、テレビやラジオを通じて放送することは、選挙期間中・選挙期間前後にかかわらず禁止。

（公選法 152）

2.2 選挙時における政治活動の規制

期間 ————— 選挙期日の公(告)示日から選挙の当日まで。

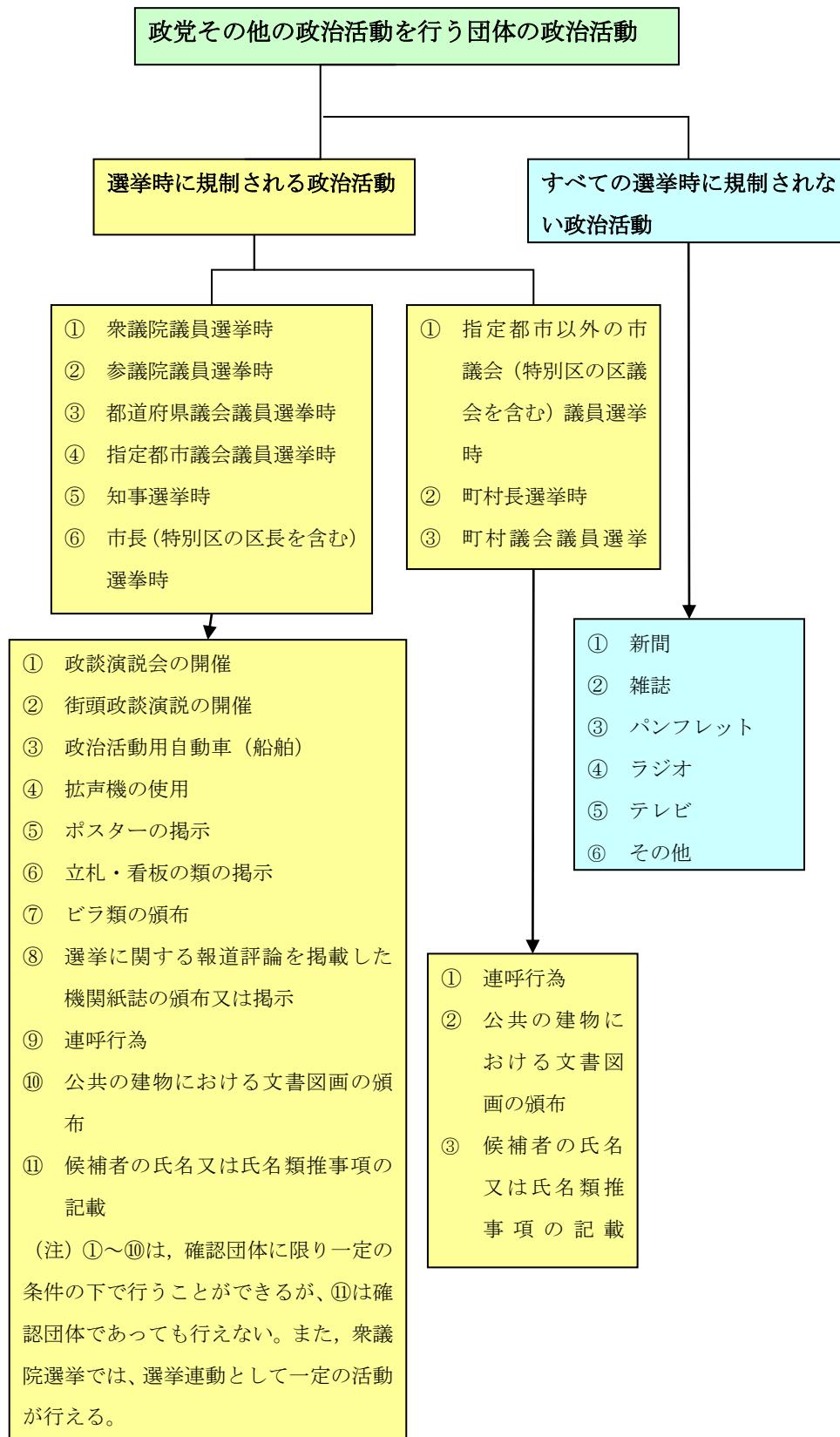
場所 ————— 衆議院総選挙、参議院通常選挙は、全国を通じて。

その他の選挙については、その選挙の行われる区域においてのみ。

規制される政治活動

選挙期日の公示(告示)の日から選挙の当日までの間は、政党その他の政治活動を行う団体は原則として一定の政治活動を行うことができない。

ただし、確認団体の政治活動と衆議院議員の選挙における政党等の選挙運動を除く。



3 マニフェスト選挙

3.1 マニフェスト選挙

3.1.1 マニフェスト

= 政党、首長等が政権を目指して政策を競い合うための新しい選挙公約。理念、数値目標、財源調達方法、目標年次などを明確にしなければならないとされる。さらに、その後、どの程度達成されたかを検証し、次期選挙の判断材料として報告書を作成、公表する点で従来の公約と異なる。

1997 年の英国総選挙で、労働党のブレアがマニフェストを掲げて、政権を奪取。わが国では三重県の北川正恭知事（当時）が提唱、平成 15 年の統一地方選や総選挙は、「マニフェスト選挙」とも呼ばれた。

平成 16 年 9 月、早稲田大学で全国マニフェスト検証推進大会開催、同 11 月、「ローカル・マニフェスト推進首長連盟」結成

平成 17 年以降、賛同する首長たちによりブロックごとに推進組織、また、市民サイドの組織として全国各地で「ローカル・マニフェスト推進ネットワーク」が結成されている。

同年 5 月 22 日には、「ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟」が結成された。

3.1.2 マニフェスト型選挙の効果

- 各党、首長等の政策が選挙民に浸透すれば、人物よりも政策、政党を選ぶ「政策本位」による選挙が実現するものと期待されている。
- 首長がビジョンを具体的に示し、自らの責任を明確にすることから、自治体の職員も政策実現に向けて積極的に取り組みはじめるという効果も期待できる。
- 直接選挙によって選ばれる首長の政権公約である「ローカル・マニフェスト」については、地方議会の多数会派と緊張が生まれ、議会の活性化につながる効果もある。
- 「国と地方の関係」の観点からは、このような「マニフェスト」の策定を通じて、政策の実現に必要な財源をはじめ自治体政策の展開上の制約が浮き彫りとなり、地方分権改革そのものへの運動につながっていく。

マニフェストの導入は、選挙のあり方や地方分権改革の進展にダイナミズムをもたらし、わが国政治・行政の閉塞状況を突破する起爆剤となり得る可能性が期待されている。

3.2 マニフェスト型選挙の経緯

2003年（平成15年）

- 1月 26日 北川正恭三重県知事、マニフェスト提唱
- 4月 13日 第15回統一地方選挙（知事）
- 10月 10日 公職選挙法改正成立
衆議院総選挙、参議院通常選挙のマニフェスト頒布解禁
- 11月 9日 第43回衆議院議員総選挙

2004年（平成16年）

- 7月 7日 第20回参議院議員通常選挙
- 9月 8日 早稲田大学で、第1回ローカル・マニフェスト検証大会
- 11月 27日 ローカル・マニフェスト推進首長連盟結成

2005年（平成17年）

- 5月 22日 ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟結成
- 9月 11日 第44回衆議院議員総選挙

2006年（平成18年）

- 5月 31日 韓国統一地方選挙、候補者にマニフェストの作成義務
- 11月 11日 マニフェスト大賞グランプリに岩手県議会3会派

2007年（平成19年）

- 1月 21日 東国原英夫氏がマニフェストを掲げ当選
- 2月 21日 公職選挙法改正成立
地方公共団体の長のマニフェスト・ビラ頒布解禁
- 4月 8日 第16回統一地方選挙（知事）
- 6月 11日 公職選挙法改正成立、頒布機会拡大
- 7月 29日 第21回参議院議員通常選挙
- 11月 5日 早大創立125周年記念シンポ（上）「闘う議長座談会」
- 11月 12日 同上（下）「ローカル・マニフェストの新地平」

2008年（平成20年）

- 3月 3日 「地域・生活者起点で日本を洗濯（選択）する国民連合」（略称：せんたく、代表：北川正恭・21世紀臨調共同代表）と「せんたく議員連合」（略称：せんたく議連、自民党側共同代表：河村建夫・衆議院議員、民主党側共同代表：野田佳彦・衆議院議員）発足
- 3月 30日 「せんたく」の「地方政府創造会議」（座長：山田啓二京都府知事）発足
- 4月 10日 全国初の試み 議長マニフェストの評価（神奈川県議会議長）

3.4 マニフェストに対する批判意見

田中善一郎教授

「そもそも、民主政治には、国民は有能であるから政党などのエリートは公約を掲げて、多数を得た公約を実行すべきであるという考え方と、国民の判断力は十分ではないので、それができるエリートを選挙で選ぶべきで、エリートが最善の政策を考えるべきである、という二つの考え方がある。「マニフェスト」論は前者の考えに依拠しているが、しかし、国民も、エリートも、時には誤る、というのが、残念ながら、政治の実情である。つまり、これらの考えはその純粋な形では成り立たないのである。

そうした中で、まさに、議会は、「半エリート」の集団として、国民の多様で、時に矛盾する要望とを取り入れつつ、議員や官僚たちの考え方もいれながら、政策を作成することが求められている。これは建前であるかもしれないが、建前は政治プレーヤーの行動をそれなりに制約することも事実なのである。

自己が掲げた公約に対して常に謙虚であること、これこそが民主政治のエリートに求められる大きな資質ではないだろうか。」

(田中教授の政治学研究室ホームページ「マニフェストがいいのだろうか (2004年)」から抜粋)

3.5 早稲田大学マニフェスト研究所「2017 総選挙 各政党マニフェスト（政権公約）のできばえチェック表」

※点数は、「2017 衆院選の点数」。前回は「政策の具体性・実現可能性」を 20 点としていたため、2014 衆院選との比較は全体点のみとした

探点：10点・・・・・条件を満たしている

▽条件を満たす割合に応じて配

8

(例) 条件の8割程度満たしている：8点

※これまで「③政策の具体性・実現可能性」は20点としていたが、今回から③と④の2つ分け、それぞれ10点とし

※2014年衆院選の「維新の党」と今回の「日本維新の会」は同一とみなして前回点数を記載した

【出典：同上研究所 HP】

4 マニフェスト選挙と公選法改正

4.1 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙におけるマニフェスト・パンフレット等の頒布（平成 15 年 10 月 10 日、公職選挙法改正）

* 公職選挙法第 142 条の 2（パンフレット又は書籍の頒布）

前条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。

- 2 前項のパンフレット又は書籍は、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができない。
 - 一 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
 - 二 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者（参議院名簿登載者を含む。次項において同じ。）である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
- 3 第一項のパンフレット又は書籍には、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者（当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者を除く。）の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができない。
- 4 第一項のパンフレット及び書籍には、その表紙に、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所並びに同項のパンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。

4.2 地方選挙（首長）におけるマニフェスト・ビラの頒布（平成 19 年 2 月 21 日、公職選挙法改正）

* 地方公共団体の長の選挙において選挙運動のために使用する次のビラの頒布を解禁（第 142 条関係）

- (1) 都道府県知事の選挙にあっては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 10 万枚（当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が 1 を超える場合には、その 1 を増すごとに、1 万 5 千枚を 10 万枚に加えた数（その数が 30 万枚を超える場合には、30 万枚））
 - (2) 指定都市の長の選挙にあっては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 7 万枚
 - (3) 指定都市以外の市の長の選挙にあっては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1 万 6 千枚
 - (4) 町村長の選挙にあっては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5 千枚
- 2 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1 の(1)から(3)までのビラの作成について無料とすることができますものとすること。

4.3 マニフェストの頒布機会の拡大（平成 19 年 6 月 11 日、公職選挙法改正）

衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙において、マニフェストを頒布する機会を拡充するため街頭演説の場所を増やした。

衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等が標旗を掲げて街頭演説を行うことができることとし、その政党等に交付する標旗の数は、届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該選挙区の定数と同数とする。

参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、公職の候補者たる参議院名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を、現行の 3 本から 6 本に増加。

4.4 マニフェスト選挙の拡大（平成 29 年 6 月 14 日、公職選挙法改正）

平成 29 年 6 月 14 日、地方議会議員選挙におけるビラの配布を解禁するための改正公職選挙法が、参議院本会議で全会一致で可決された（同 6 月 21 日、公布）。

（法律要綱）

一 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁（第 142 条関係）

- 1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとすること。
 - (1) 都道府県の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ
16,000枚
 - (2) 指定都市の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ
8,000枚
 - (3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ
4,000枚
 - 2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のビラの作成について、無料とすることができまするものとすること。
- 二 施行期日等（改正法附則関係）
- 1 この法律は、平成31年3月1日から施行すること。
 - 2 適用区分について、所要の規定を置くこと。

4.4 現行制度の問題点

- ① 「選挙運動」用文書として、頒布できる期間は、選挙運動期間中のみに限られている。政治家個人や政党の「政治活動」用文書としても規制がある。
- ② 都道府県知事・議員、市町村長及び市議については、マニフェスト・ビラのみである。
- ③ 衆議院や参議院の補欠選挙、町村議会議員の選挙には認められていない。
- ④ 衆参のマニフェスト・パンフレット等には候補者氏名（政党代表は除く）、写真等の掲載が禁止されている。
- ⑤ パンフレットを頒布できる場所が選挙事務所、演説会の会場、街頭演説の場所に限定されており、政党本部や支部での頒布、新聞折り込みや戸別配布は禁止されている。

今後、マニフェスト型選挙とインターネット等による選挙運動の解禁を契機として、規制の厳しすぎるわが国の選挙制度全体の改革につなげていくことが期待される。

(次回討論資料)

多選自粛条例をめぐる埼玉県議会の議論（平成 27 年 6 月 26 日、会議録抜粋）

○岩崎宏副議長 質疑質問を続行いたします。

四十六番 木村勇夫議員

〔四十六番 木村勇夫議員登壇〕（拍手起立）

◆四十六番（木村勇夫議員） こんにちは。四十六番、民主党・無所属の会、さいたま市南区選出の木村勇夫でございます。

改選後初の定例会で一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。また新たな気持ちで四年間務めてまいります。執行部におかれましては、分かりやすい御答弁、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、知事四選出馬の経緯と決意について伺います。

上田知事は先日、四期目に向けての出馬の記者会見を行いました。上田知事は、これまでの三期十二年間において、行政改革や治安の回復など様々な分野において着実に実績を上げ、県民福祉の向上や県政発展に大きく寄与されたと高く評価をしております。

そして、昨年夏以降、県内の商工団体や町村長会、市長会の有志など、各種団体や多くの県民の皆様から出馬要請を受けて、今回の決断に至ったものと承知をしております。私が御一緒した八年間で感じたことは、知事室に常に施策指標の目標を数字で掲げ、常にそれを意識して課題解決のための取組をしていることであり、その姿勢に強く共感をしているところであります。多くの都道府県知事の取組の中で、これだけ目標値を意識している知事はいないと思いますし、客観的な数値から見て、これほどまでに実績を残している知事はいないと思います。

我が会派は、今年二月の定例県議会で、当時の吉田芳朝代表が行った代表質問において、四選出馬の要請を行っております。また、先日の出馬記者会見を受けて、民主党埼玉県連では友情支援を決定させていただいております。

しかしながら、県民の皆様の間には、三期までと定めた多選自粛条例があるにもかかわらず、なぜ四期目を目指すのか、何か釈然としないという声があるのも確かです。我が会派としては、知事には、こうした県民の声に明快にお答えをしていただいた上で、埼玉の発展に向けて選挙戦に臨んでいただきたいと思います。

そこで、上田知事にお伺いをいたします。

一つ目、御自身で提案をして可決をされた多選自粛条例を守れなかつたことに対して、県民の間には「釈然としない」という声があります。禁止条例ではなく、あくまで自粛条例ですが、こうした県民の声にどのように答えていくのでしょうか。

二つ目、一般論としては、強大な権限を持つ首長の多選には、業界団体との癒着が生

まれるなど弊害があると言われています。一方で、全国の首長の中には、期を重ねるごとに円熟味を増し、すばらしい行財政運営を行っている首長もいらっしゃいます。知事は、多選の弊害は防ぐことも可能だとおっしゃっていますが、どのように防いでいくのでしょうか。

三つ目、今回の四期目に向けての出馬の決意は、思いを託せる後継候補者の擁立が難航し、御自身にとっても苦渋の決断であったと推察をいたします。多選自粛条例があるにもかかわらず、なぜ出馬を決断しなければならなかつたのでしょうか。この先の県政の課題と、四期目に当選をしたならば成し遂げたいことは何なのでしょうか。

以上、知事四選出馬の経緯と決意についてお伺いいたします。

○岩崎宏副議長 四十六番 木村勇夫議員の質問に対する答弁を求めます。

〔上田清司知事登壇〕

◎上田清司知事 木村勇夫議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事四選出馬の経緯と決意についてのお尋ねのうち、多選自粛条例を守れなかったことに対する県民への説明についてでございます。

私が知事に就任する前、不祥事があり、県政の信頼が揺らいでおりました。私は、国会議員時代からの政治信条もあり、多選自粛ではなく多選禁止条例まで踏み込んで県政の信頼回復を図ることが必要だとまで考えておりました。

しかし、禁止条例では、職業選択の自由など憲法に抵触するおそれ、またさらに、地方自治体の長は住民が選挙で選ぶという民主主義の根幹からしても問題があるという御指摘もいただきました。そこで、禁止ではなく、連続して三期を超えては在任しないよう努めるという努力義務規定としての自粛条例とさせていただいた経緯でございます。この条例を守るべく、私自身様々な努力を行ってきたつもりでございます。まずは一期ごとに成果を出す、そのように努めてまいりました。そして、任期を終えるときには、次の四年間で自分が果たすべき役割があるかどうか自問自答し、その都度、自らの進退を判断してまいりました。また、来るべき知事選挙に向けては、人格、識見、行動力とともに優れた方々に水面下で出馬の働き掛けも行ってまいりました。いろんなぎりぎりの努力もしましたが、なかなかタイミングや環境という課題もあり、残念ながらかなうことができませんでした。

こうした中、市長会の大多数の有志の方々や町村会のほか、数多くの団体から出馬の要請を受けておりました。私は、次の四年間というのは、普通の四年間ではないというふうに思っております。十年後の二〇二五年には団塊の世代が後期高齢者になり、介護や医療をどうするのか、また生産年齢人口が急激に少なくなっていくときに稼ぐ力をどうするのかとか、十年後に向けてこうしたことを今から手を打つべく、重要な四年では

ないかというふうに考えております。悩みに悩んだ結果、県民の利益のためには自らの政治信条を、ある意味では自分自身の名誉も傷つけ、あるいは自分自身の美学を貫くこともできない、それ以上に、あとは野となれ山となれというような形にはなかなかできない、そんな思いで出馬を決意した次第でございます。

自ら定めた努力義務規定で、出馬をするということについていろんな御批判をいただいていることについては、私自身が大変重く受け止めております。全く私の不徳の致すところであり、県民の皆様、県議会の皆様にも心から深くおわびをするところです。今後、私が掲げます公約とこれまでの実績と、この条例下で出馬するという私の姿勢も含め、県民の皆様の判断を仰ぎたいと考えております。

次に、多選の弊害をどのように防ぐかということについてでございます。

私は当初、多選イコール弊害と直ちに結び付けていたことについては、今思えば本当に観念論で、繰り返しますが、当時においても多選で立派な首長さんたちなどもおられた、こんなふうに思いますので、正に自らの不明を恥じるところでもございます。

ただ、一方で、期数を重ねれば、より自重自戒を進めていくことも重要だというふうに思っております。特にトップは、部下も含めたいろんな意見を聞く努力、このことが必要だというふうに思っております。あるいは御承知かもしませんが、大きな会場で私、結構、一時間ぐらいいて、会場の中をぐるぐる、ぐるぐる回っているのを見ておられるかもしれません、酔っぱらった勢いでもいろんな意見を聞いておいた方がいいということで、いたずらに会合を四つ重ねるよりも、二つの会合で丁寧に回るという方を私自身は選択しております。これも、一般の方々の意見を聞くという私自身の考え方によるものでもございます。

また、私自身がそうでなくても、勝手に職員の方が遠慮して私自身に物を言わなくなることも、期数を重ねればあるのかなというふうに思っておりますので、とりわけ常に私自身にいろんな注文をつける人の方が重用されるというような空気を作るべく努力をこれまでもしてまいりましたし、毎日とは言いませんが、毎日のように何らかの形でいろんな意見を、苦言を、提案をしに来る職員も多くございます。また私自身、毎年新しい年度になれば、各部長とその年の「課題と目標」について三十分程度の意見交換をさせていただきます。また、副部長とは昼食をとりながらざくばらんに意見交換をさせていただいております。さらに課長とも、その課の課題についての意見交換をさせていただき、ポイントがずれているとか、あるいは妙に、何というんでしょうか、おもねるような話があったりすれば、直ちにやり直しということで、もう一度議論をさせていただくようなこともやっているところでもございます。

ただ、こうしたことについても、どこまで最終的に弊害が抑えられるかということについては、私は確信を持てるところではありませんが、いろいろそういうブロックをすることが大事だというふうに認識をしております。

次に、県政の課題と四期目に当選した場合に成し遂げたいことについてでございます

が、何といっても、二〇二五年に七十五歳以上の高齢者が現在の七十七万人から百二十万人になることでございます。そして、元気な方が多いことも事実ですが、そうした方々の医療や介護や、こうしたネットワークをどう作り切れるかというのが、これから課題でもございます。地域包括ケアシステム、これも国は言っておりますが、まだ正確に中身が決まったわけでもございません。そして、国民健康保険制度も市町村から県に移管されます。この場合、県に移管されますが、窓口はどうしても市町村ということになってまいります。介護保険も市町村です。実務として市町村と県が信頼関係の中で丁寧にやっていく必要がある。このことが、実はこれからの二〇二五年問題の一番重要なポイントではないかと思っております。正に、一緒にやらなければならないということです。

もう一つ大事なことは、先ほども申し上げました。生産年齢人口が二〇二五年までに約五十一万人減ります。鳥取県一県分ぐらいが減るという形になりますが、この人たちの「稼ぐ力」というものをどこでカバーするか、こうした部分についても、多分にその鍵は先端産業創造プロジェクトをはじめ、ウーマノミクスプロジェクトだとか、あるいはまたシニアの元気を維持する健康長寿プロジェクトなど、今本県が抱えている課題なんかがそうではないか、このように私は思っております。さらに、首都圏全体の問題として、時には膨大な東京都の課題というものを、神奈川もそれに近いので、埼玉や千葉がカバーするような、そういった事態もこれから起こってくるのかなというふうに考えるとところでございます。これらの問題を解決する、そうしたときに、心ならずとも私は自分自身、その任に堪えて頑張ろうという、そういう思いを持ったところでございます。

【出典：埼玉県議会 HP「会議録検索システム」による。】